

寄居町とウエルシア薬局株式会社との

健康増進及び地域福祉の向上等に関する連携協定書

寄居町（以下「甲」という。）とウエルシア薬局株式会社（以下「乙」という。）は、町民の健康維持・健康増進及び地域福祉の向上に関する取組を推進するため、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の持つ知識、情報、技術、物資その他の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、町民の健康増進や地域福祉の向上を図り、町民の健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 医療・介護・予防及び地域の健康増進に関わること。
- (2) 薬剤師・管理栄養士等における情報発信による町民の健康増進に関わること。
- (3) 感染症対策に関わること。
- (4) 高齢者、障害者、子ども、妊婦等の健康増進及び見守り等地域福祉の向上に関わること。
- (5) その他、多様な健康増進及び地域福祉の向上に関わること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な連携内容等については、甲乙合意の上、決定する。

（責任）

第3条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、この協定に基づく連携により相手方に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

（機密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に関して知り得た情報は漏らしてはならず、またこの協定の目的以外に利用してはならない。この協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、この協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌

日からさらに1年間更新するものとし、その後においても同様に更新するものとする。
2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに文書をもって相手方に通知することによりこの協定を解約することができる。

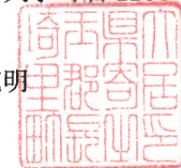
（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月10日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1
寄居町
寄居町長 峯岸 克明



乙 東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 田中 純

